



厚生労働省

北海道労働局発表
平成26年9月26日

担
当

厚生労働省
北海道労働局雇用均等室
室長 本間 玲子
地方短時間労働指導官 渡辺 美和
電話 011-709-2311
(内線 3571)

平成26年度「均等・両立推進企業表彰」 北海道労働局長優良賞受賞企業を決定しました ～5年ぶりの表彰！表彰式は10月15日（水）北海道労働局にて開催～

北海道労働局（局長 羽田^{はねだ}守）は、このほど標記表彰のファミリー・フレンドリー企業部門
北海道労働局長優良賞に、株式会社北洋銀行を決定しました。

この表彰は、仕事と家庭の両立支援のための取組を行っている企業を、表彰・周知
し、労働者が能力を発揮できるような環境の整備を促進することを目的としています。

1 受賞企業

【ファミリー・フレンドリー企業部門 北海道労働局長優良賞】

株式会社 北洋銀行

所在地：札幌市 業種：金融業 従業員数：5,647名（うち女性2,913名）

2 表彰式

日時：平成26年10月15日（水）16:00～16:30

【取材対応の時間を含む】

場所：北海道労働局 局長室

（札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎9階）

※当日の取材については、渡辺まで御連絡ください。

- 〈添付資料〉
- 1 株式会社北洋銀行の取組み
 - 2 「均等・両立推進企業表彰制度とは」「北海道の受賞企業一覧」
 - 3 ファミリーフレンドリー企業部門都道府県労働局長賞表彰基準

ファミリー・フレンドリー企業部門 北海道労働局長優良賞
株式会社 北洋銀行

トップ自ら両立支援と女性の活躍推進の方針を明示して、女性の就業継続を支援し、子育てをしながら管理職となれる人材を育成している。(育児休業終了後に課長以上昇格 7 名)

受賞企業の主な取組

◆ 短時間勤務制度の対象を小学 6 年までとし、かつ 6 時間と 7 時間の選択可能とするなど、利用者のニーズに合わせて両立支援制度を整備し、利用を増やしている。

◆ 育児休業者に対する研修会や情報交換・交流の場の提供、社員・パートが利用できる事業所内保育施設の設置により、スムーズな復職をサポートした。

過去 3 年間の女性の育休取得率は平均 98.7%と高い水準を保持している。

(H25 年度全国平均 83.0%)

◆ 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん）を 2007 と 2013 年に取得。 育児休暇制度（配偶者の産後 8 週間以内に 10 日間取得）や連続休暇、定時退行週間の実施等によりワークライフバランスを推進するとともに、男女ともに研鑽し合う活力ある組織風土を作っている。

※ 女性の職域拡大や管理職登用を推進。融資担当者の養成研修や、管理職育成に向けた研修の充実を積極的に実施。融資分野で活躍する女性や、課長、支店長クラスの女性が増加した。

均等・両立推進企業表彰制度とは

厚生労働省では、平成 11 年度から「女性労働者の能力発揮を促進するための積極的な取組（ポジティブ・アクション）」及び「仕事と育児・介護との両立支援のための取組」について、他の模範ともいえるべき取組を推進している企業を対象に「均等推進企業表彰」及び「ファミリー・フレンドリー企業表彰」を実施しています。

平成 19 年度からは、公募制として、両者を統合し、新たに「均等・両立推進企業表彰」として実施しています。

北海道におけるこれまでの受賞企業

1 均等推進企業部門

年 度	賞 名	企 業 名
平成 11 年度	北海道女性少年室長賞	北海道ガス株式会社
平成 12 年度	北海道労働局長賞	札幌信用金庫
平成 13 年度	北海道労働局長賞	北海道日本電気ソフトウェア株式会社
平成 14 年度	北海道労働局長賞	株式会社ズコーシャ
平成 15 年度	北海道労働局長賞優良賞	空知信用金庫
平成 17 年度	北海道労働局長賞優良賞	株式会社北洋銀行

2 ファミリー・フレンドリー企業部門

年 度	賞 名	企 業 名
平成 12 年度	北海道労働局長賞	株式会社ツルハ
平成 13 年度	北海道労働局長賞	特定医療法人北仁会
平成 14 年度	北海道労働局長賞	株式会社シーズラボ
平成 16 年度	北海道労働局長賞	株式会社北海道新聞社
平成 17 年度	北海道労働局長賞	北海道日本電気ソフトウェア株式会社
平成 18 年度	北海道労働局長賞	社団法人北海道勤労者医療協会
平成 21 年度	北海道労働局長奨励賞	医療法人社団五稜会病院

※記載のない年度は該当なし

均等・両立推進企業表彰基準（抜粋）

ファミリー・フレンドリー企業部門 都道府県労働局長優良賞

- ① 両立指標の評価結果が、分野1、2、及び4がおおむね30%以上、かつ分野3又は5がおおむね30%以上であること。
- ② 両立指標の点数が、労働者数301人以上の企業については255点以上、労働者数300人以下の企業については230点以上であること。
- ③ 以下アからオまでの措置のすべてを実施しているものであること。
 - ア 休業の期間や回数等について、育児・介護休業法を上回る育児休業制度が導入されていること。
 - イ 休業の期間や回数等について、育児・介護休業法を上回る介護休業制度が導入されていること。
 - ウ 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が利用できる所定労働時間の短縮措置等が導入されていること。
 - エ 企業として両立支援に取り組む方針を明確にしていること
 - オ 次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けていること、または認定を目指していること。
- ④ 過去3年間において、男性労働者の育児休業取得の実績があること。
- ⑤ 過去3年間において、在籍中出産した女性労働者の80%以上が育児休業を取得していること。
- ⑥ 法定時間外労働が、企業全体で平均して労働者一人当たり年150時間未満であること。
- ⑦ 年次有給休暇の取得率が、企業全体で平均して50%以上であること。
- ⑧ 仕事と家庭を両立して、働き続けやすい企業風土があること。
- ⑨ その他、他の企業の模範となるような両立支援のための制度や雇用管理が行われており、かつ本表彰の趣旨にふさわしくない雇用管理が行われていないこと。
- ⑩ 応募時点において、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法の義務規定違反がないこと。
- ⑪ 上記以外の労働関係法令に関し重大な違反がないこと及びその他の法令上又は社会通念上、表彰するにふさわしくないと判断される問題を起こしていないこと。
- ⑫ 過去にファミリー・フレンドリー企業部門の都道府県労働局長優良賞（過去のファミリー・フレンドリー企業表彰の平成11年度における女性少年室長賞又は平成12年度から平成18年度までの都道府県労働局長賞を含む。）を受賞していないこと。